

令和9年度から保健事業が変わります

お問い合わせ
厚生班
043-223-4121

保健事業の見直しについて

●保健事業を取り巻く環境

- ・国全体で、健康に長くいきいきと暮らせるよう、予防や健康づくりの取り組みが一段と進められています。
- ・組合員の方が増え、年代のバランスも変わってきており、その影響で事業にかかる費用も増加しています。

●公立学校共済組合の事業方針

- ・「組合員とご家族（被扶養者）の健康づくりと病気の予防」という目的に立ち返り、趣旨に沿うよう、取り組みを再編していきます。

●組合員アンケート（令和7年6月25日～8月8日実施）の結果より

- ・人間ドックの費用負担が重いと感じている方の割合が多く、節目年齢を廃止して、全年齢の補助額を一律に引き上げることに賛成する回答が多く見られました。また、ガイドライン等に沿った検診事業の見直しや、健康意識の啓発に資する取り組みへの賛同が寄せられました。



見直しの考え方

【健康管理事業】

組合員の健康課題の解決に向け、人間ドック補助を優先的に実施し、器官別検診はガイドライン等による科学的根拠をもとに見直しを行う。

【厚生事業】

健康の保持増進という保健事業の目的に沿った形で事業内容を検討するとともに、互助会との役割分担を考慮し見直しを行う。

今後必要な支援をより効果的にお届けできるよう、検討を続けていきます。



注目ポイント

令和9年度から人間ドック補助額を
8,000円 → 12,000円 に拡充します。

①新しく始まる・充実する事業

- ・健康に関するオンラインセミナー及び参集型セミナーを実施
- ・重症化予防事業として、健診結果等により医療機関受診が必要と判定された方に受診勧奨を実施（8年度）
- ・メンタルヘルス事業として、予防セミナーを実施（8年度）

②内容に変更のある事業

事業名	変更内容
人間ドック	組合員本人の補助額の変更 8,000円 → 12,000円 任意継続組合員及びその被扶養者を対象に追加（補助額：5,000円） 50歳人間ドック補助の廃止
脳ドック	人間ドックのオプションとして実施（50歳以上の組合員 補助額：5,000円）
大腸検診	対象年齢を30歳以上 → 40歳以上
子宮がん検診	指定医療機関での受診を廃止。 ※検診車・人間ドックオプションの補助は継続します
乳がん検診	指定医療機関での受診を廃止。 ※検診車・人間ドックオプションの補助は継続します
骨粗しょう症検診	対象年齢を30～59歳 → 40～65歳（5歳刻み）
歯科健診	対象年齢を25～59歳 → 25～65歳（10歳刻み）
ベネフィット・ステーション	健康事業中心へ見直し

③終了する事業

【科学的根拠等に基づく見直しに伴い終了する事業】

胃検診（30歳以上40歳未満）、血液検査（法定外項目への費用分担）、前立腺がん検診

【互助会との役割分担の見直しに伴い終了する事業】

予防接種補助、指定遊園施設利用補助（ホテルポートプラザちば及びやすらぎの宿の補助は継続）

【人間ドック補助の実施に伴い終了する事業】

任意継続組合員事業（宿泊・施設補助）

詳細は、令和8年7月27日付け公立千第207号をご確認ください。

インフルエンザ予防接種補助 制度変更のお知らせ（令和9年度～）

お問い合わせ
厚生班 043-223-4121
互助会 043-223-4119

現在、インフルエンザの予防接種について、共済組合と互助会が共同事業として実施しています。
令和9年度からは**共済組合の補助が廃止**となり、互助会の「カフェテリアプラン」による補助のみとなります。
※制度変更の詳細は令和8年7月27日付け公立千第203号・千公互第23号にて通知しています。

重要

令和8年度分の共済組合の予防接種補助の支払いを年度内に行うため、
共済組合分の補助請求にあたっては、下記の期限内での接種及び請求書提出が必要です。

必ずこの期限までにお手続きください。

接種期限：令和9年1月31日（日）

請求書提出期限：令和9年2月5日（金）必着

注意事項

1. 接種期限・提出期限を過ぎた場合、共済組合からの補助（1,000円）は受けられません。
※互助会からの補助は、期限を過ぎた場合でも受けられます。
2. 令和5年度以降の未請求分についても同様の取扱いとなります。（時効は接種日から3年です）

 お問い合わせ
厚生班 043-223-4121
互助会 043-223-4119

共済組合・互助会

指定医療機関が一部変更となりました。詳細は共済組合HP又は互助会HPにてご確認ください。

共済組合からのお知らせ

公立学校共済組合 資格確認書			
本人（組合員）		令和 7 年 4 月 20 日 交付	
記号	公立千	番号	12345678 （枝番） 00
氏 名	コリツ 知 公立 太郎		
性 別	男		
生 年 月 日	平成 5 年 7 月 7 日		
資格取得年月日	令和 7 年 4 月 1 日		
有効期限	令和 11 年 9 月 30 日		
保険者番号	3 4 1 1 0 0 1 4		
保険者名称	公立学校共済組合千葉支部		
保険者所在地	千葉市中央区市場町 1-1		

また、本事業に関する内容は、受診券掲載場所（[公立学校共済組合千葉支部HP](#)[＞組合員専用ページ](#)[※][＞様式集](#)[＞厚生関係](#)）の「令和8年度人間ドック・脳ドックの取扱いについて」をご覧ください。利用にあたっての注意事項は、受診券に記載している内容をご確認ください。

入力に誤りがある場合、一時的にアクセス制限がかかりますので、しばらく時間を置いてから再度お試しください。

互助会からのお知らせ

互助会の人間ドック・脳ドック補助は事後請求です！
互助会の補助額等に変更はありません。
指定医療機関で受診後、請求書に領収書を添えて、提出してください。
【互助会HP】<https://www.chibagojo.or.jp>(人間ドック補助金請求書等がダウンロードできます。)

お問い合わせ
厚生班
043-223-4121

■ 受診方法について

健診結果でメタボのリスクがあることが分かった方には、**無料で専門家の支援が受けられる「特定保健指導」が利用できます。**
一部の医療機関において、健診当日に特定保健指導の初回面接を受診できます。

注意事項

その他、詳細については特定健診の案内文をご覧ください。

年金払い退職給付の 給付算定基礎額残高通知書

一般組合員の方へ年金の
お知らせが届きます!

☎ お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4116

※短期組合員の方は共済組合の年金制度に加入していないため、この通知書は届きません。



詳細はこちら

老齢厚生年金と年金払い退職給付

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4116

老齢厚生年金とは

- ・老齢厚生（退職共済）年金の支給開始年齢は65歳からとなっていますが、定年が60歳であること等を考慮して、特例として65歳までの期間についても、「特別支給の老齢厚生（退職共済）年金」として年金の一部が支給されていました。
- ・しかし、昭和36年4月1日生まれの方をもって、「特別支給の老齢厚生年金」は終了し、昭和36年4月2日以降生まれの方は、65歳から老齢厚生年金の受給権を有することになりました（令和8年度から本来支給の老齢厚生年金の決定のみになります。）。
- ・また併せて、日本年金機構から「老齢基礎年金」が支給されます。



詳細はこちら

老齢厚生年金を受給するためには、

- 被保険者期間が1年以上ある（※1）
- 被保険者期間等が10年以上ある（※2）
- 支給開始年齢以上であることが必要だよ！

請求関係書類は、支給開始年齢到達の約1～2か月前に送付するから、届くまで待っていてね！

（※1）「被保険者期間」とは、共済組合、厚生年金、私学共済への加入期間を合算した期間のこと

（※2）「被保険者期間等」とは、「被保険者期間」と国民年金第1号被保険者期間のうち保険料を納付した期間、保険料免除期間又は合算対象期間、第3号被保険者期間、私学共済加入期間を合算した期間のこと



年金払い退職給付とは

共済年金の職域年金部分廃止後、新たな年金として平成27年10月より「年金払い退職給付（退職等年金給付）」が創設されました。これは、継続して1年以上の一般組合員期間がある方が65歳に達すると、「老齢厚生年金」と「老齢基礎年金」に併せて支給されるものです。なお、**在職中は支給停止**となります。詳細は以下のとおりです。

- 平成27年10月以降の組合員期間（令和4年10月以降については一般組合員期間）において積み立てた「給付算定基礎額残高」を元に、半分は有期年金、半分は終身年金として、65歳から支給（60歳から繰上可能）されます。ただし、一般組合員である間は支給停止となります。
- 有期年金の支給期間は、原則20年です（10年又は一時金も選択可能）。
- 本人死亡の場合は、終身年金は終了となりますが、有期年金の残期間分については遺族に一時金として支給されます。
- 公務に基づく負傷又は病気により障害の状態になった場合や死亡した場合は、公務障害年金、公務遺族年金が支給されます。
- 服務規律維持の観点から、信用失墜行為等に対する支給制限があります。
- 一般組合員として共済組合に加入中は全額支給停止となります。



詳細はこちら

遺族厚生年金を知っていますか？

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4116

一般組合員または一般組合員であった方が死亡した場合に、ご遺族の方に支給される年金が「遺族厚生年金」です。死亡した方の年金額（報酬比例部分）の3/4の相当額が支給されることになります。

また、死亡された方が一般組合員で、死亡の原因が公務による場合には、併せて年金払い退職給付（退職等年金給付）から「公務遺族年金」が支給されます。

① 遺族厚生年金を受ける条件は？

組合員または組合員であった方が次のいずれかの条件に該当する場合、そのご遺族に支給されます。

- ★在職中に死亡した
- ★退職後、在職中の病気やけがが原因で、初診日から5年以内に死亡した
- ★障害等級1級または2級の障害厚生（共済）年金の受給権者が死亡した
- ★老齢厚生年金の受給権者または年金待機者が死亡した



詳細はこちら

② 誰が遺族厚生年金をもらえるの？

遺族厚生年金を受け取ることができる遺族は、組合員または組合員であった方に生計を維持されていた、恒常的な収入が将来にわたって年額850万円（年間所得655.5万円）を超えないと認められる方です。

順位	続柄	要件等
1	配偶者	妻 下記の子あり→年齢制限なし。 下記の子なし→年齢が 30歳未満 のときのみ5年間の有期給付。 要件を満たせば 中高齢寡婦加算 （※）が上乗せされる場合があります。
		夫 死亡時に年齢が55歳以上である方。支給開始年齢は60歳です。 ただし、遺族基礎年金の受給権がある方は、55歳から受給できます。
	子	18歳の年度末（≒高校卒業）までの未婚の方。 または、20歳未満で障害等級が1級もしくは2級の障害状態である未婚の方。
2	父母	死亡時に、年齢が55歳以上である方。支給開始年齢は60歳です。
3	孫	受給要件は子と同様。
4	祖父母	受給要件は父母と同様。

※中高齢寡婦加算・・・遺族厚生年金の受給者が40歳以上65歳未満の妻であり、遺族基礎年金が支給されない場合、遺族厚生年金に**年額635,500円（令和8年度）**が加算されます。

③ 遺族基礎年金ってなに？

遺族に該当する方が、「子と生計を同一にしている配偶者（年齢要件なし）」または「子」に該当する場合、遺族厚生年金に併せて、日本年金機構から遺族基礎年金が支給されます。

遺族基礎年金の金額は、**昭和31年4月1日以前生まれの方は年額844,900円、昭和31年4月2日以降生まれの方は 年額847,300円（令和8年度）**と決まっており、子の人数に応じて一定額が加算されます。

令和9年度から

互助会の事業内容が大きく変わります！

お問い合わせ

互助会
043-223-4119

千公互第91号（令和8年3月25日付け文書）で通知したとおり、『カフェテリアプラン』の導入に伴い、令和9年度から事業内容が大きく変わります。また、『電子申請システム（マイページ）』を導入し、会員自身がインターネットで給付申請できるようになります。（一部給付を除く）

詳細は随時、互助会ホームページのお知らせ「令和9年度から事業内容が大きく変わります！」に更新していきますので、この記事と併せてご確認をお願いします。



詳細はこちら

新規事業、カフェテリアプランが始まります！

食堂（カフェテリア）のメニューから好きな食事を注文するように、**様々な対象項目の中から会員自身が必要なものを選んで補助を受けられます。**

◇対象項目の一例

▶健康管理・増進支援

- ・健康診断（人間ドックやがん検診、抗体検査等）
- ・予防接種（インフルエンザ、MR（麻しん・風疹）、新型コロナ、带状疱疹等）
- ・健康管理その他（マッサージの施術、眼鏡購入、トレーニング用品購入等）

▶リフレッシュ活動支援

- ・旅行経費、レジャー関係（宿泊料、日帰り温泉や水族館等の入場料等）
- ・書籍、CD関係（書籍購入、CD・DVD購入等）
- ・芸術文化関係（コンサートや映画のチケット、美術館等の入場料等）
- ・スポーツ活動関係（スポーツ施設利用、観戦チケット代、スポーツ用品の購入等）

▶その他

- ・自己啓発関係（資格取得に関わる受講料・受験料等）
- ・社会活動関係（ボランティアの活動経費等）



既存事業を再編します！

令和9年3月31日まで		令和9年4月1日から	ポイント
会員期間が10年、20年、30年の会員に旅行券を配付（それぞれ10,000円、20,000円、20,000円） ※3回 計50,000円	長期会員慰労旅行助成	<カフェテリアプランに集約、リフレッシュ助成に名称変更> 会員期間が10年、15年、20年、25年、30年、35年、40年の会員に、カフェテリアプランの上限額を10,000円上乗せします。 ※7回 計70,000円	★用途が限定されていた旅行券の配付を見直し、会員が必要なものに使えるようになります
指定医療機関で人間ドックを受けたとき、15,000円（被扶養者5,000円、60歳基本健診料全額）を補助	人間ドック補助金	<カフェテリアプランに集約> 最大12,000円	★医療機関・受診期間の指定がなくなります ※被扶養者の補助および60歳ドック補助は廃止
インフルエンザの予防接種を受けたとき、1,000円を給付	予防接種補助金	※リフレッシュ助成対象者は最大22,000円	★インフルエンザ以外の接種も補助対象になります
対象施設等に宿泊したとき、1,000円を給付 ※2連泊まで	福祉施設利用補助金		★対象施設・旅館以外の宿泊も補助対象になります
会員または被扶養者が出産したとき、3つの合計額（約32,000円）を給付	出産見舞金 妊婦健康診断補助金 育児補助金	<出産見舞金に集約> 会員または配偶者が出産したとき、一児につき25,000円を給付 ※妊婦健診の費用はカフェテリアプランの対象	★被扶養者要件を廃止します ↓ 配偶者を扶養していない男性会員も請求可能に！
会員の被扶養者が小学校等に入学したとき、10,000円を給付	入学祝金	会員の子どもが小学校等に入学したとき、7,000円を給付	★被扶養者要件を廃止します ↓ 父親・母親どちらも会員の場合、2人とも請求可能に！
住居及び家財の損害程度により、100,000～300,000円を給付 激甚災害は別基準により給付 ※添付書類が8種類	災害見舞金	住宅の損害程度により、10,000～50,000円を給付 ※添付書類は「り災証明書」のみ	★将来に渡り継続可能な給付内容に変更します ★手続きを簡素化し、迅速に給付できるようにします
給与の支給状況・共済組合の傷病手当金の支給状況等により、10,000～150,000円を給付	長期療養者見舞金	給与の支払状況等により、20,000～50,000円を給付	★傷病手当金の支給要件を廃止します
会員または被扶養者が死亡した場合に給付	弔慰金	会員または配偶者、子が死亡した場合に給付 ※金額は変更なし	★被扶養者要件を廃止します ↓ 配偶者、子を扶養していない会員も請求可能に！

会員専用のマイページができます！

◇マイページでできること

- ▶給付金・補助金の請求
- ▶カフェテリアプラン・リフレッシュ助成の利用申請
- ▶請求・給付履歴の閲覧
- ▶退職慰労金積立額の確認
- ▶チケット募集等への申込、抽選結果確認
- ▶デジタル会員証の表示



お問い合わせ

互助会
043-223-4119

チケット助成について



東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラムデジタル利用券

東京ディズニーランド®/東京ディズニーシー®のパークチケットの購入時にご利用いただける利用券です。

◆配付対象者と補助内容

配付枚数 1会員 2,000円×1枚

配付対象 令和8年度の互助会員（希望者）

有効期間 令和9年2月28日までのチケット購入に有効（2カ月先まで購入可能）

◆利用券の[申込]と[配付]について

申込受付期間 令和8年12月15日まで

申込先 互助会ホームページに設置する専用フォーム

申込配付日程 全10回（互助会ホームページで確認を！）

配付方法 申込時登録のメールアドレスにデジタル利用券を送付

今年度は全員配付ではなく、希望する会員へ配付しています！
配付希望者は専用フォームからお申し込みください。

詳しくは互助会ホームページで
ご確認ください

詳しくはこちら



公式東京ディズニーリゾート・コーポレートプログラム 検索

お問い合わせはこちら

<https://www.tokyodisneyresort.jp/info.html>

※写真・イラストはイメージです。 © Disney © Disney/Pixar

ローソンチケット biz+

ローソンチケットが運営する福利厚生サービスです。
コンサート、スポーツ、演劇、イベント・レジャー、映画など、幅広いチケットをお取り扱いしているほか、旅行・CD・DVD・コスメの割引など様々な会員特典をご提供しております。

チケット購入に必要なシステム利用料と店頭発券手数料が無料に！

システム
利用料 330円/枚

店頭発券
手数料 165円/枚

0円

ローチケbiz+会員専用サイト <https://l-tike.com/bizplus/premium.html>

千葉県公立学校教職員互助会ログインパスワード

互助会ホームページで
ご確認ください



ローチケbiz+の使い方

詳しいご利用手順は
こちらからご確認ください



検認のお知らせ

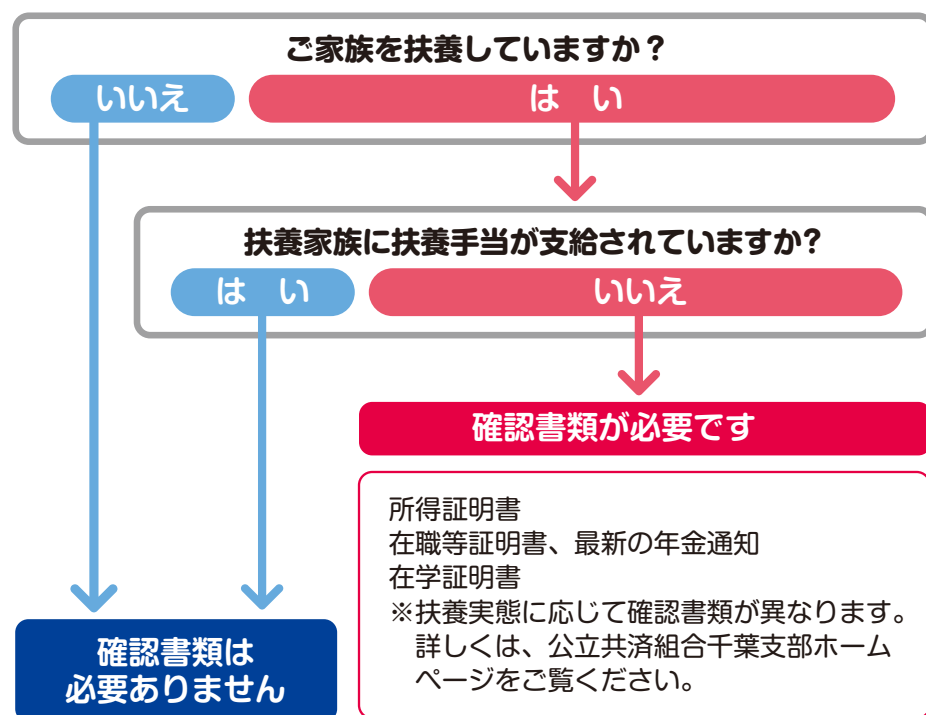
お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4118

今年も下記のとおり健康保険の検認を実施します。ご家族を扶養している方は、資格確認のための書類を揃えていただくことがあります。詳しくは、所属所の事務担当者にお問合せください。

記

実施時期 令和8年7月～9月頃
確認内容 資格確認書の記載事項等に誤りがないか。
被扶養者の要件を備えているか等。

チェックフロー



遡及して取り消しになると、
医療費の返還が必要になる
こともあります。認定要件
は常に確認しましょう。



扶養しているご家族に収入がある場合は、検認の前に確認してみましょう。

限度額以上の収入を受給した、健康保険の資格を取得した等取消事由が発生した場合、検認を待たずに所属所を通じて速やかに被扶養者の取消申告をしてください。

なお、扶養手当が支給されている方でも、パート・アルバイト等により月収108,334円以上を3か月連続して受給した場合は、被扶養者としての要件を欠くことになりますので、取消申告をしてください。（人手不足等に伴う一時的な収入増加であると事業主が証明した場合を除く）

年間の収入限度額	年 額	月 額
60歳以上の方	180万円未満	150,000円未満
障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方		
その年の12月31日時点で19歳以上23歳未満の方	150万円未満	125,000円未満
上記以外の方	130万円未満	108,334円未満

被扶養者の認定申告

～扶養の事実が発生した日と認定日は必ずしも同じにはなりません～

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4118

他共済から転入された組合員や、ご家族の状況が変わって新たに被扶養者として認定することとなった場合は、速やかに所属所を通じて認定申告の手続きを行ってください。

扶養の事実が生じた日から30日以内に届出があったとき → 扶養の事実が発生した日が認定日

扶養の事実が発生した日から30日経過後に届出があったとき → 所属所の受付年月日が認定日

届出が遅れた場合、事実が発生した日まで遡って認定することができません（地方公務員等共済組合法第55条）。その間は国民健康保険等に参加していただくことになります。扶養の事実が発生した場合は、まずは速やかに所属所の事務担当者にお伝えください。

提出書類については、扶養手当の対象となっている被扶養者については認定申告書のみの提出ですが、扶養手当の対象外の被扶養者については、戸籍謄本等の書類が必要になります。

千葉支部のHPに掲載されている手引きを参照するか、所属所の事務担当者を確認してください。

被扶養者の取消申告

～手続きが遅れると医療費返還が生じることも～

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4118

ご家族が下表の事由により認定要件を欠くこととなった場合は、速やかに所属所を通じて認定取消の手続きを行ってください。認定取消日は、事由発生日まで遡ることになります。

なお、**取消日以降に保険証を使用して診療を受けていた場合には、当共済組合が負担した医療費を後日返還していただくことになります**のでご注意ください。

扶養手当 終了	○扶養手当の支給が取消又は終了したとき 【※注1、2】 【※注1】組合員の再任用、配偶者扶養手当の廃止、あるいは子の22歳の年度末到来により扶養手当の支給が終了となったが、学生・アルバイト・無職等で、年間収入が130万円未満の場合の特別認定は検認時に行います。 【※注2】60歳以上の方または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方で、年間収入が180万円未満の場合の特別認定は事実発生後速やかに申告願います。
収入増	年間収入が130万円以上ある（見込まれる）とき （60歳以上の方または障害を支給事由とする公的年金の受給要件に該当する程度の障害を有する方は180万円以上） ○パート、アルバイト等の収入が3ヶ月続けて108,334円以上であったとき （人手不足等に伴う一時的な収入増加であると事業主が証明した場合を除く） ○雇用保険を、日額3,612円以上受給したとき
扶養替	○子供の扶養など他の扶養義務者と共同扶養の場合で、双方の年間の収入を比較し、他の扶養義務者の収入が組合員より1割を超えて多かったとき（他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は除く） ○結婚、離婚、養子縁組など
別居	○義父母・伯叔父母・甥姪など、同居を条件とする被扶養者が別居したとき ○別居している被扶養者に対しての送金が確認できないとき
就職	○健康保険や社会保険、共済組合等に参加したとき ～採用辞令の写しか新しい保険証の写しを添付～ ○健康保険等への加入はないが、月額108,334円以上の収入を得ることが明らかとなるとき

※収入とは・・・所得税法上の所得をいうのではなく恒常的な収入の総額をいう。
課税・非課税には関係なく、通勤手当等も含まれる。
個人年金等の私的年金も収入に含まれます。

国民年金第3号被保険者の届出はお済みですか？

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4118

組合員に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者については、国民年金第3号被保険者の届出が必要です。

市町村共済組合等の他共済から公立学校共済組合に転入された方についても届出が必要になります。

【提出書類】

「国民年金第3号被保険者関係届」に「基礎年金番号のわかるものの写し」をつけて、所属所の事務担当者へ御提出ください。

【国民年金第3号被保険者関係届等の流れ】

届出人 ⇒ 所属所 ⇒ 公立学校共済組合 ⇒ 年金事務センターにて登録
(登録からデータ反映されるまで1～2か月を要します。)

< 被扶養配偶者の資格取消事由が生じた場合は、下記の手続きを行ってください >

手続きの事由	種 別	提出書類
就職（他の健康保険加入）により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号 → 2号	就職先で確認してください
雇用保険受給や収入超過、離婚等により被扶養配偶者の資格を喪失した	3号 → 1号	・国民年金第3号被保険者関係届 ・基礎年金番号のわかるものの写し (年金手帳や基礎年金番号通知書)
被扶養配偶者が死亡した	3号資格喪失	

交通事故等に遭った時は、共済組合にご一報ください！

お問い合わせ
給付・年金班
043-223-4118

交通事故等を原因として医療機関を受診する場合は、事前に公立学校共済組合までご一報ください。状況を確認した後、健康保険証*の使用可否についてお伝えいたします。

特に相手方がいる交通事故等の場合（これを第三者加害行為と言います）、診察・治療等で健康保険証を使用すると、本来相手方が負担すべき医療費を共済組合が一時的に立替えることになります。従って、後日相手方に対して診察・治療に要した医療費を請求します。

健康保険証の使用が許可された場合も、請求の処理等を行うにあたり、以下の書類の提出が必要になります。

※マイナ保険証、資格確認書のことをいう。

～交通事故等に遭った際の提出書類（相手方のいる事故の場合）～

- ・事故報告書* ・事故発生状況報告書*
- ・損害賠償申告書 ・加害者（相手方）との交渉状況報告書
- ・自動車損害賠償責任保険等の加入状況報告書
- ・確約書 ・同意書 ・念書 ・交通事故証明書 ・医師の診断書
- ・治癒報告書（治癒又は症状固定の診断を受けたら速やかに提出）など

*の書類は、相手方のいない自損事故等の場合であっても提出を要します。

注意！

通勤途中の事故（通勤災害）では、保険証は使用できません！

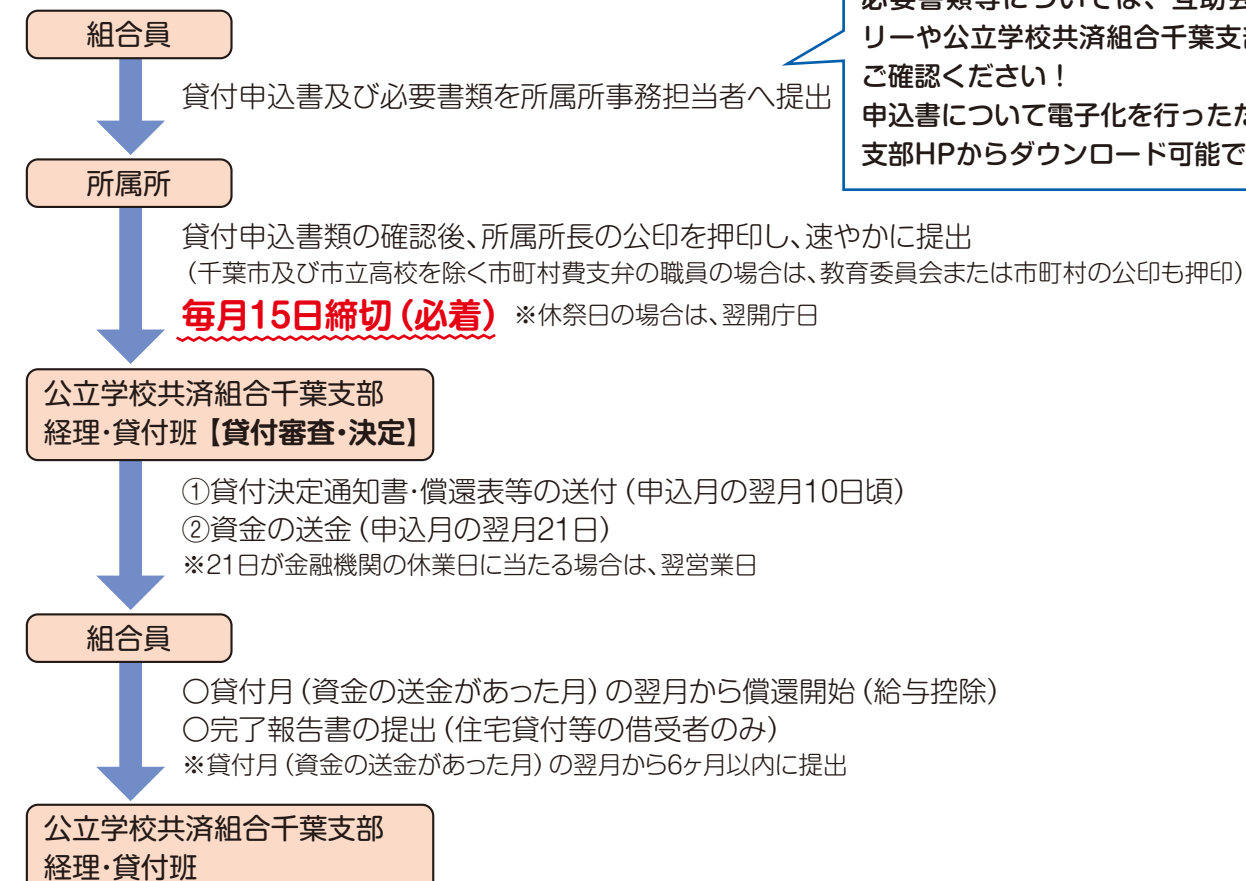


交通事故などで健康保険証を使う場合は、必ず事前に共済組合までご連絡ください！

共済組合の貸付申込みについて

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

貸付けの申込みの流れ



必要書類等については、互助会ダイアリーや公立学校共済組合千葉支部HPをご確認ください！
申込書について電子化を行ったため千葉支部HPからダウンロード可能です！

貸付申込書について

申込様式はホームページに掲載中。ただし、住宅及び教育貸付を受ける組合員が任意加入のできる団信制度適用申込書については専用紙（複写のもの）での申込みとなります。そのため、所属所に在庫が無い場合は、必要な部数を記し、郵送料金分の切手を貼った返信用封筒を同封の上、お取寄せください。

＜重さ目安＞

○団信申込書：1セット約104g



共済貸付利率のご案内 (令和8年7月・8月・9月貸付分適用)

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

種 別	年利 (A)	保険料充当金率 (B)	実質利率 (A) + (B)
一般、住宅、教育、医療、結婚、葬祭	1.26%	0.06%	1.32%
住宅災害、災害	0.93%		0.99%
介護構造部分に係る住宅・住宅災害	1.00%		1.06%

※貸付けの金利は、変動金利です。

※平成19年3月までに貸付けを受けた方については、（A）の利率のみが適用されます。

住宅貸付けを受けられて いる皆さんへ

4月に他共済への返済で
住宅貸付けを借りた方必見!

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

以下の対象貸付を受けられた方は、完了報告書類の提出が必要になります。完了後、速やかに完了報告書類の提出をお願いします。

対象貸付	住宅貸付け、住宅災害貸付け、介護構造部分に係る貸付け	
提出書類	完了報告書（様式第7号）に申込事由別の添付書類を付けて提出。 ※「完了報告書」の様式は、貸付けが決定された際に貸付決定通知書と併せて送付しております。	
	申込事由	添付書類
	住宅の新築、増改築又は移築、マンションの購入	所有権保存登記後の建物全部事項証明書（原本）
	住宅のみ購入	所有権移転登記後の建物全部事項証明書（原本）
	住宅の修理、住宅・敷地借入、敷地補修、他共済への返済	領収書の写し
	敷地購入（更地）	所有権移転登記後の土地全部事項証明書（原本）
	土地付住宅の購入、敷地購入（底地）	所有権移転登記後の建物と土地の全部事項証明書（原本）
提出期限	貸付月の翌月から6か月以内	
注意事項	●提出期限を過ぎても完了報告の提出がなかった場合は、一括返済を求めたり、今後の貸付を制限させていただきます。 ●令和8年4月に他共済への返済で貸付けを受けられた方も提出が必要です。 異動前の共済組合へ返済後、領収書の写しを添付の上、速やかに提出してください。 ●借り入れ後に転居した場合は一括返済が必要となりますので、速やかに経理・貸付班 へてご連絡をお願いします。	

共済貸付の繰上償還等について

お問い合わせ
経理・貸付班
043-223-4122

借受人の希望により貸付金の全部又は一部を繰り上げて返済することができる制度があります。利息の負担が少なくなりますので、自己資金を把握して計画的に申込みましょう。

全額繰上償還

実施月	6月・8月・9月・10月・12月・2月・3月
手続方法	「全額繰上償還申出書（様式第10号）」に110円切手1枚を同封して提出 （申出書様式は、千葉支部HPに掲載してあります。）
申出締切日	全額繰上償還を希望する月の前月10日当支部必着 *10日が休祭日の場合は翌開庁日

一部繰上償還

実施月	7月・1月
手続方法	「一部繰上償還申出書（様式第11号）」に110円切手2枚を同封して提出 （申出書様式は、千葉支部HPに掲載してあります。）
申出締切日	一部繰上償還を希望する月の前月10日当支部必着 *10日が休祭日の場合は翌開庁日

償還可能金額

償還方法	一部繰上償還可能金額
毎月償還のみの方	10万円以上
ボーナス併用償還の方	20万円以上

※左記金額の1円単位でお申込みいただけます。
※ボーナス併用償還の方は、一部繰上償還される金額の半分以上を、ボーナス償還金として償還してください。

未償還元金について

繰上償還申出書内の未償還元金記載欄には、繰上償還月の未償還元金を記載してください。
【例】令和8年8月の全額繰上償還を申し込む場合は、償還表の「2026年8月末償還元金」欄の額を記載する。
貸付金残高については、電話での照会はありません。貸付時もしくは利率改定時に配付した「償還表」で御確認ください。「償還表」を紛失した場合は、再発行できますので「償還表再交付申請書（様式第38号）」と返信用封筒（110円切手貼付）を提出してください。

※申出書様式は公立学校共済組合千葉支部HP→手続きナビの「資金をかりる」→貸付様式集よりダウンロードできます。

ホテルポートプラザちば

組合員とご家族の皆様限定!

夏のカルチャーイベント

7/25・8/1・8・9・11・16・23・30

土 土 土 日 火 祝 日 日 日

パフェアレンジメント
多肉植物アレンジメント
麦わら帽子アレンジメント
アクリルベースアレンジメント
ガラススタイルランタン作り
イリュージョンショー
アロハベア作り
レゴ作り

その日も見てね!

開催日
7/25
(土)

本物のスイーツ見たい!
フレッシュフラワーパフェアレンジ
メント講座&フランス料理コース

定員
70名様

生花で作る見た目も楽しいパフェアレンジメントです。グラスの中にカラーパウダーを重ねていく工程は、まさにパフェ作りそのもの。可愛らしいインテリアにぴったりです

受付11:30~/食事12:00~13:15
講座13:30~14:45

●アムール ●パティスリー ●バrioワール ●ススキのムニエル ●バルネズ焼き ●牛乳ソースト マッシュポテト添え ●アールグレイのバスチーズケーキ ●パン、コーヒー ●オレンジジュース、烏龍茶

お1人様料金(税サ込)

組合員/被扶養者/被扶養者ではない 1親等以内の親族(組合員が被扶養者同伴で)	2親等/3親等の親族
大人 5,500円 小学生以下 2,500円	大人 7,500円 小学生以下 4,500円

※宴会食事2千円券を持参した場合の料金です。 ※宴会食事2千円券のご利用はできません。

開催日
8/1
(土)

インテリアグリーンの人気者!
多肉植物で作るビーチアレンジ
講座&フランス料理コース

定員
70名様

ぶっくり可愛い多肉植物を植えて、その周りに青色や白色のカラーサンドを敷き詰めていき、夏らしいビーチを表現していきます。お好みのフィギュアや貝殻、アクリルストーンなどを配置して、自分だけのミニチュアな世界を作りましょう。

受付11:30~/食事12:00~13:15
講座13:30~14:45

フランス料理コースメニュー
(小学生以下も同じ内容で量が少なくなります)
●アムール ●鴨の燻製ロースト サラダ仕立て
●ビーフコンソメ ●真鯛のボアレ 鯖仕立て
●牛豚肉の赤ワイン煮込み 温野菜添え
●スフレグラス・グランマニエ クレープ包み
●パン・コーヒー ●オレンジジュース、烏龍茶

お1人様料金(税サ込)

組合員/被扶養者/被扶養者ではない 1親等以内の親族(組合員が被扶養者同伴で)	2親等/3親等の親族
大人 5,500円 小学生以下 2,500円	大人 7,500円 小学生以下 4,500円

※宴会食事2千円券を持参した場合の料金です。 ※宴会食事2千円券のご利用はできません。

開催日
8/8
(土)

アーティフィシャルフラワーで作る
ミニ麦わら帽子のフラワーアレンジ
メント作り&フランス料理コース

定員
70名様

夏らしい麦わら帽子の明るく軽やかなフラワーアレンジメント。帽子の中には消臭ポプリを入れて見た目の可愛さと、お部屋を心地よく整えるインテリアとしても最適です。

受付11:30~/食事12:00~13:15
講座13:30~15:00

フランス料理コースメニュー
(小学生以下も同じ内容で量が少なくなります)
●クリームチーズとトマトのカプレーゼ ●サーモンベネディクト ●焼きとうもろこしと長ネギの冷製クリームスープ ●カジキ鮭の塩麹焼き 香草ヴィネグレットソース ●牛肉とポテトのミルフィーユ ●マンゴーのシブスト ●パン、コーヒー ●オレンジジュース、烏龍茶

お1人様料金(税サ込)

組合員/被扶養者/被扶養者ではない 1親等以内の親族(組合員が被扶養者同伴で)	2親等/3親等の親族
大人 5,500円 小学生以下 2,500円	大人 7,500円 小学生以下 4,500円

※宴会食事2千円券を持参した場合の料金です。 ※宴会食事2千円券のご利用はできません。

開催日
8/9
(日)

キュートなベアが復活!
アロハベア作り講座&
ハワイアン料理コース

定員
70名様

ハワイで大人気の「バラカチェックにレイの柄」の生地を使って、可愛らしいクマのぬいぐるみを作ります。ある程度出来上がったパーツに綿を詰めて、縫い合わせていきます。作り手によって顔の表情も異なり、その愛くるしさに心を奪われます。

受付11:30~/食事12:00~13:15
講座13:30~15:30

ハワイアン料理コースメニュー
●モチコチキン ●ガーリックシュリンプ ●柔らかなローストポーク ●ロコモコ丼 ●パッションフルーツのパナコッタ ●コーヒー ●オレンジジュース、烏龍茶

お1人様料金(税サ込)

組合員/被扶養者/被扶養者ではない 1親等以内の親族(組合員が被扶養者同伴で)	2親等/3親等の親族
大人 5,500円	大人 7,500円

※宴会食事2千円券を持参した場合の料金です。 ※宴会食事2千円券のご利用はできません。

ご予約はホテルポートプラザちば公式ホームページの組合員様専用ページから「インターネット予約」で承ります。お電話でのご予約は承れません。 (次のページもご覧ください)